

円卓会議に報告する不祥事の基準について

令和3年6月30日

円卓会議に報告する不祥事とは、以下の（１）～（３）の全てに当てはまる不祥事とする。

- （１）本基準の策定（令和3年6月30日）後に（３）における認定、又は勧告があった事案であること。
- （２）事案対象者が、事案発生時に強化指定選手、ナショナルチームメンバー、強化スタッフ又は NF において管理職以上の地位にある者のいずれかに該当すること。
- （３）以下の①又は②に該当すること。
 - ①違法行為、ハラスメント、不正行為等について、NF のコンプライアンス委員会、第三者委員会、統括団体の加盟団体審査委員会等（以下、総称して「調査担当委員会等」という。）が調査した結果、それらが認定されたもののうち、調査担当委員会等により、NF におけるガバナンスコードに基づく取組が適切に行われ、一過性の個人的な不祥事など、当該 NF の管理体制の不備が当該事案の発生の主たる要因ではなかった等の特段の事由が認められなかったもの。なお、NF と統括団体の認定に齟齬がある場合は統括団体の認定を、1 件の事案で複数の調査担当委員会等があり、その中で第三者委員会がある場合は、第三者委員会の認定を優先するものとする。
 - ②公益認定等委員会から法律に基づく勧告を受けたもの。